市営住宅入居者募集のお知らせ
（古間木団地）

◆申込み受付期間◆

受付時間8:15～17:00
※土日祝日を除く

◆申込み先・お問い合わせ先

三沢市役所　本館３階
建築住宅課　市営住宅グループ
TEL(0176)５３－５１１１（内線260・263）

目次

1　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1ページ

2　入居資格について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1ページ

3　団地概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1ページ

4　募集住戸概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2ページ

5　申込方法と入居までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・　3ページ

6　政令月収の計算方法について　・・・・・・・・・・・・・　4ページ

7　申込みに必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5ページ

8　募集住戸の間取り･平面図　・・・・・・・・・・・・・・・　6ページ

1 はじめに

市営住宅は公営住宅法に基づき、市が住宅に困窮している低所得者のために建設した施設です。

したがって、入居される方の月収額も制限が加えられており、家賃は入居者の収入変動を反映できる応能応益家賃となっておりますので、所得の低い方ほど家賃が安くなっています。

入居後も、世帯の収入について毎年報告をしていただき、入居資格の確認をし、制度趣旨に基づく家賃の決定をします。

2 入居資格について

次の①から⑥までのすべての条件に該当すること。

① 三沢市民であるか、名義人の勤務先が三沢市内であること。

② 現に住宅に困窮していることが明らかであること。（入居申込書の「3. 住宅に困窮している事情」内にある選択肢のいずれかに該当していること。）

なお、持ち家がある方は申込みできません。

③ 所得が政令で定められた金額以下であること。（計算方法は、4ページをご覧下さい。）

④ 税金の滞納がないこと。

⑤ 入居しようとする方が暴力団員でないこと。

⑥ 市内に連帯保証人2名を選定できること。（親族であれば市外の方でも可）

3 古間木団地概要

住所　033-0051　三沢市古間木一丁目152番地24号

構造　木造 2階建

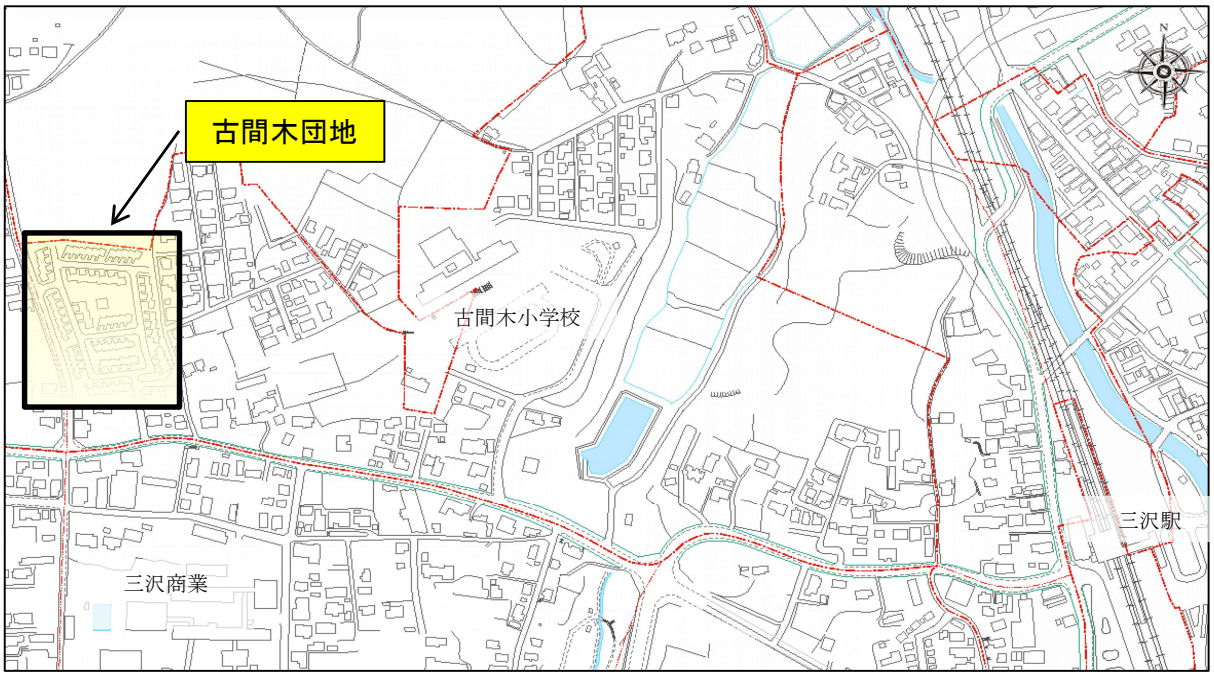

4 募集住戸概要

①募集戸数

古間木団地2階建（2LDK）…1戸　（6ページに平面図があります。）

②家賃

公営住宅法に基づき、世帯の政令月収を算定し初年度の家賃が決定されます。

（政令月収の計算方法は4ページにあります。）

入居者は毎年、収入報告義務があり、家賃もその申告に基づいて毎年度決定されることとなります。

③敷金

敷金は入居時家賃の3ヶ月分の金額で、入居前に支払っていただきます。

④選考方法

入居資格を審査のうえ、申込みの受付順に入居者を決定します。

⑤連帯保証人

入居決定後、三沢市在住者から**2名**選定していただきます。

※親族に限り、市外在住者でも可とします。

※2名の保証人を見つけられない方はご相談ください。

⑥共益費

団地の自治会に加入し、団地の共益費などをお支払ください。

（共用部分の電気代等に使われます。）

⑦ペット

ペット等の飼育、持込みは禁止します。

5 申込方法と入居までの流れ

申込み

受付場所：三沢市役所建築住宅課

●提出書類（5ページ参照）

↓

入居資格審査　入居者資格の審査に合格しないと入居できません。

↓

入居資格通知　三沢市より、審査の合否を本人宛に通知

↓

入居承認通知　三沢市より、本人宛に通知

↓

入居前手続き

期日までに、敷金（決定家賃3カ月分）を納入し、
連帯保証人2名が記名捺印した請書（印鑑登録証明書、所得証明書を添付）等、必要な書類を用意する。

↓

書類提出　三沢市へ期日までに敷金を納入し、必要書類を提出

↓

鍵引渡し

鍵引き渡し後から、お引越しが可能です。

電気・水道・電話等（必要に応じてガス）の手続きを済ませてください。

↓

入居

市民課で住所の変更手続き、建築住宅課で入居届を提出してください。

6 政令月収の計算方法について

用意するもの…令和6年分及び令和7年分の所得がわかる書類

例） 確定申告等の控え、所得課税証明書、源泉徴収票等

○給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合

政令月収（月額所得）

円 ＝ （総所得金 － 総所得控除額（A） － 合計控除額（B））／ 12 ヶ 月

○給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいない場合

政令月収（月額所得）

円 ＝ （総所得金額 － 合計控除額(B)）／ 12 ヶ 月

（A）控除額計算表

所得金額控除 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得者対象	一人当たりの控除額 10万円 ※所得金額が控除額未満であるときはその金額	合計所得控除額（A）	

（B）控除額計算表

	控除内容	一人当たりの控除額	該当する控除額
1.	別居扶養親族（所得税法上の控除対象扶養親族）	38万円	
2.	老人扶養親族 （扶養親族で70歳以上の者）	10万円	
3.	特定扶養親族 （扶養親族で16歳以上23歳未満の者）	25万円	
4.	普通障害者 （名義人または1.に該当するうち、普通障害者に該当する者）	27万円	
	特別障害者 （名義人または1.に該当するうち、特別障害者に該当する者）	40万円	
5.	ひとり親 （名義人または同居者で、所得税法上のひとり親に該当する者）	35万円 ※所得金額（１０万円控除後）が控除額未満であるときはその金額	
6.	寡婦 （名義人または同居者で、所得税法上の寡婦に該当する者）	27万円 ※所得金額（１０万円控除後）が控除額未満であるときはその金額	
		合計控除額（B）	

7 申込みに必要な書類

◎申込者全員が必要な書類

① **市営住宅入居申込書**
② **自活状況申立書** ）別綴じ
③ **住民票（本籍地の記載あり）** ）市民課
④ **納税証明書**
⑤ **令和8年度（令和7年分）市民税・県民税 課税証明書** ）税務課

注意：他市区町村に請求するときは、名称が異なる場合がありますので、
令和7年分の所得とその控除内容を証明する書類と指定してください。

◎該当者のみ必要な書類

条　　件	必　　要　　書　　類
寡婦に該当する方	**戸籍謄本（離婚、死別等がわかる内容）** ⇒市民課
障害者等を含む世帯	**障害者手帳**等の写し
生活保護受給者	**生活保護受給証明書**（福祉事務所長が発行したもの。） ⇒生活福祉課
令和8年1月2日以降に就職した方（①と②の両方）	① **健康保険証**の写し ② **給与支払証明書** ⇒勤務先
令和8年1月2日以降に開業した方（①と②の両方）	① 税務署長に提出した**開業届**の控えの写し ② **収支明細書**
令和8年1月2日以降に退職又は離職して現在無職の方	① **雇用保険受給資格証**の写し ⇒ハローワーク ② **退職（離職）証明書** （当時の勤務先の代表者等が証明したもの。様式は任意。）
日本国籍のない方	**在留カード**、**特別永住者証明書**、又は、 **外国人登録証明書（カード）裏**の写し
借家・アパート以外に居住している方	**無資産証明書** ⇒税務課

※　その他、事情に応じて必要な書類を提出していただくことがあります。
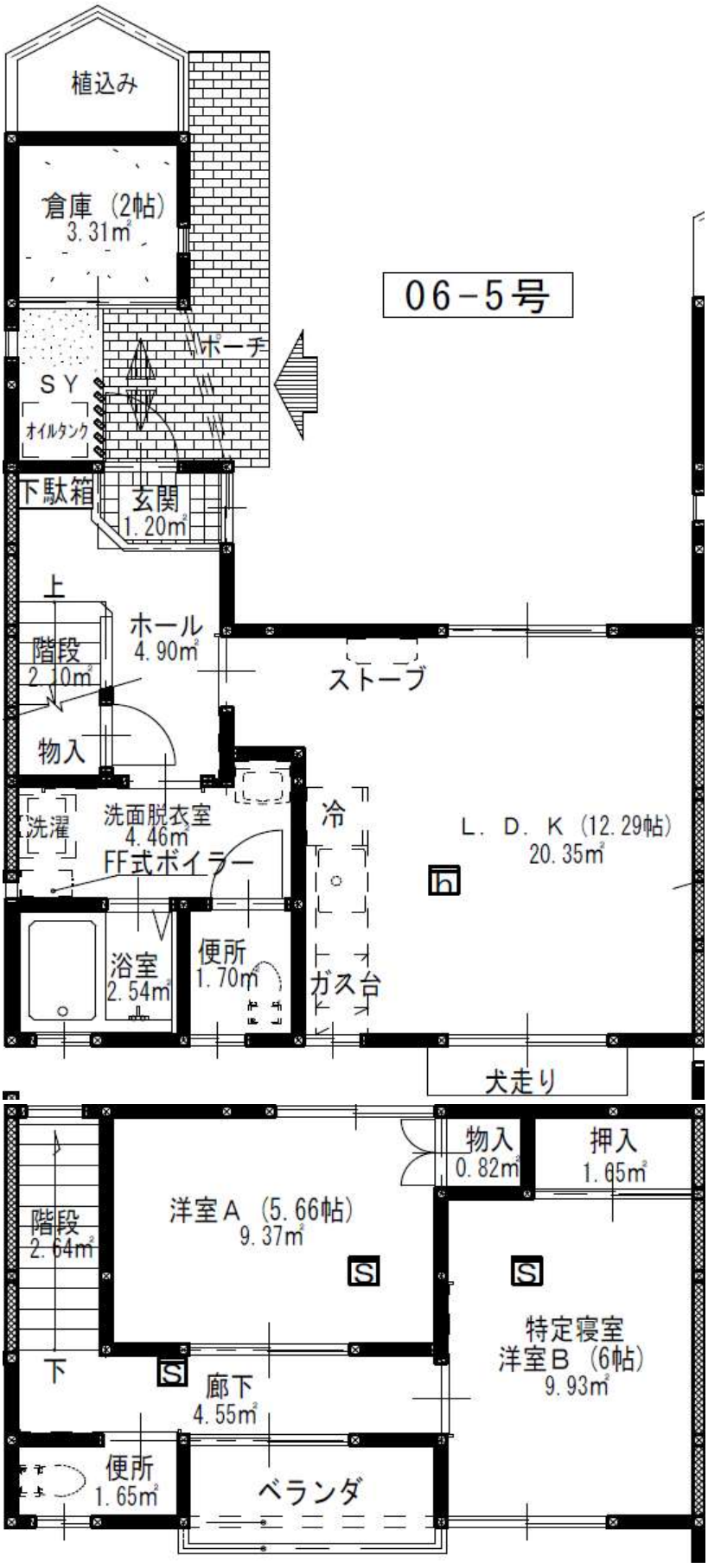
8　募集住戸の間取り･平面図